

30 外部監査公表第4号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成30年9月19日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月18日

福岡市監査委員	阿部正剛
同	倉元達朗
同	谷山昭
同	篠原俊

1 監査報告と措置の件数

- 23 外部監査公表第1号（平成23年4月28日付 福岡市公報第5823号公表）分（市営住宅事業の運営管理について）・・・1件
- 25 外部監査公表第1号（平成25年4月25日付 福岡市公報第6013号公表）分（福岡市（外郭団体を含む）の貸付金制度及び債権の管理に係る事務の執行について）・・・1件
- 26 外部監査公表第1号（平成26年4月28日付 福岡市公報第6107号公表）分（指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について）・・・1件
- 28 外部監査公表第1号（平成28年4月28日付 福岡市公報第6297号（別冊）公表）分（市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について）・・・11件
- 29 外部監査公表第3号（平成29年4月6日付 福岡市公報第6383号（別冊）公表）分（基金の管理と運用について）・・・3件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

- 23 外部監査公表第1号（平成23年4月28日付 福岡市公報第5823号公表）分

第3. 監査の結果と意見

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>6. 市営住宅の維持管理について</p> <p>(3) 駐車場の管理状況</p> <p>(指摘10)</p> <p>市営住宅条例第65条第1項において、「許可利用者からは、利用開始可能日における駐車料の3月分に相当する額の保証金を徴収する」とされているが、市は三つの自治会については、許可利用者からではなく自治会から一括して保証金を徴収している。またこのうち二つの自治会は保証金を徴収するべきで</p>	<p>駐車場保証金の自治会からの徴収については、平成23年度及び平成26年度に当該業務を受託する市住宅供給公社に対し、適正な事務処理を行うよう文書にて指導を行った。</p> <p>同公社においては、保証金の返還及び駐車場利用者からの保証金の徴収について、平成28年3月、平成29年3月、平成30年4月にそれぞれ3自治会との調整を行い、3自治会への保証金の返還及び利</p>

<p>ない空き区画分についても3か月分の保証金を徴収している。</p> <p>保証金の徴収は「許可利用者」から行う旨、定められていることから、自治会からではなく利用者個人から保証金を徴収する必要がある。また空き区画については利用を許可していないことから保証金を徴収することはできない。利用を許可した区画分についてのみ、保証金を徴収する必要がある。</p> <p>(住宅管理課)</p>	<p>利用者個人からの徴収への変更手続を完了している。</p>
--	---------------------------------

25 外部監査公表第1号（平成25年4月25日付 福岡市公報第6013号公表）分

第3部 各論

第7章 農林水産局の貸付金

監査の結果	措置の状況
<p>(意見 61)</p> <p>現状において、水産物取引精算会社は、貸付を行うことによって貸金業法に抵触している疑いがある。この点に関する監督官庁の回答によっては、同社に対し貸金業登録をするよう指導すべきである。</p> <p>(市場課)</p>	<p>監督官庁（県）から、「貸金業の登録が必要であると考えられる。」との見解が示されたことを踏まえ、水産物取引精算会社に貸金業登録をするよう指導を行った結果、同社において貸金業登録を行う方針が決定され、平成29年度に金融機関出身の役員を設置するなど、貸金業登録に向けた手続きが進められているところである。</p>

26 外部監査公表第1号（平成26年4月28日付 福岡市公報第6107号公表）分

第3部 各論

第8章 道路下水道局所管の施設

監査の結果	措置の状況
<p>3 藤崎バス乗継ターミナル (意見 148)</p> <p>本施設のあり方については、施設の必要性、道路交通事情等も視野に入れつつ、十分に検討されたい。</p> <p>(駐車場施設課)</p>	<p>藤崎バスターミナルについては、平成29年度に調査を行い、利用実態を把握した。平成30年度からは、バス事業者等との協議を実施しながら、施設の必要性や道路交通事情等を踏まえた施設のあり方について、検討を進めている。</p>

28 外部監査公表第1号（平成28年4月28日付 福岡市公報第6297号(別冊)公表）分

6. 個別の市民利用施設に関して

(1) 市民局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>IV. 福岡市立地区体育施設等 視点2 受益者負担のあり方 ④ 市民プール専用利用の使用単位の見直しについて(各市民プール) (意見)</p> <p>市民プールでは、専用利用について4時間を1単位として使用を許可している。しかし、使用時間は1時間～2時間程度であるにもかかわらず、1コマが4時間であるために、4時間分の使用料を支払っている団体が多数見受けられた。</p> <p>受益者負担の考え方に照らし、実態に即した使用単位及び使用料を再検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ振興課)</p>	<p>市民プール専用利用については、福岡市立地区体育施設条例、福岡市民体育館条例を改正し、1時間あたりの使用料を設定した。</p>

(3) 保健福祉局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>III. 福岡市立障がい者スポーツセンター 視点2 受益者負担のあり方 ① 無料利用者の範囲の明確化について (意見)</p> <p>施設を無料で利用できる者として、福岡市立障がい者スポーツセンター条例施行規則に「障がい者等」の規定があるが、当該障がい者等の範囲が一部不明確である。</p> <p>無料で施設利用が可能となる利用者の具体的な範囲を定めるとともに、その内容を施行規則等において規定することが望ましい。また、規定した施行規則等に従い適切な運営がされるよう指定管理者に周知徹底することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(障がい者施設支援課)</p>	<p>無料利用者の範囲については、平成30年3月に取扱規程を定め、明確化を行った。また、取扱規程に従い適切に運営がされるよう指定管理者に通知を行い、周知徹底を図っている。</p>

(4) 経済観光文化局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>XIV. 福岡市赤煉瓦文化館</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>② 地階事務室の入居団体に係る適切な取扱い等について (意見)</p> <p>赤煉瓦文化館の地階の倉庫一室を、民間団体に事務室として行政財産の目的外使用許可している。</p> <p>土地使用料の全額免除について根拠が不明瞭である。土地使用料の影響額が大きいことも踏まえ、減免の根拠をより具体的に明確化することが望ましい。</p> <p>また、入居当初から12年が経過しており、長期にわたり使用許可する根拠が不明確である。他に同様の団体がいないか、長期にわたることの妥当性等を検討し、その結果を明確化することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(文化財活用課)</p>	<p>平成30年度は、入居団体から土地使用料を徴収した。</p> <p>入居団体と協議の結果、施設から退去することで合意。平成30年度は4月1日から14日までの目的外使用許可を行い、すでに退去済み。</p> <p>当該地下の倉庫の一室は今後倉庫として利用することとしており、他団体への貸出などの予定はない。</p>

(6)住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>I. 福岡市公園等</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>② 未利用箇所の有効活用について(福岡市公園及び福岡市雁の巣レクリエーションセンター) (意見)</p> <p>現地調査を実施した東平尾公園及び雁の巣レクリエーションセンターにて、未利用箇所が見受けられた。</p> <p>未利用箇所については、実質的に遊休状態にあると言わざるを得ないため、市は、改修や整地等を行うことでフリースペースとして開放すること等を検討することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(みどり運営課)</p>	<p>東平尾公園の未利用箇所については、一部を会議室にすることとしており、今年度改修工事を実施する。また、雁の巣レクリエーションセンターの未利用箇所の開放については、当該箇所が国有地であるため、国と継続して協議・検討を行い、施設の利用状況等を考慮しながら計画的な整備に努めることとした。</p>

<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>③ 使用料の運用と規定の乖離解消について(アイランドシティ中央公園)</p> <p>(指摘)</p> <p>体験学習施設では、福岡市公園条例施行規則別表第4において、小人は50円の使用料が発生するとされている。しかし、実際の運用では3歳以下の施設使用料は徴収されていない。</p> <p>市は、3歳以下の施設使用料に対する方針を明確にし、無料とする場合には福岡市公園条例に規定すべきである</p> <p>(みどり運営課)</p>	<p>体験学習施設の施設使用料については、他の類似の市有施設との均衡を踏まえ、小学校入学前の小人について全額免除とする方針決定を行った。(平成30年4月1日施行)</p>
<p>⑤ 公園占使用料等減免要綱における雁の巣レクリエーションセンターの取扱いの明確化について(雁の巣レクリエーションセンター)</p> <p>(意見)</p> <p>雁の巣レクリエーションセンターは「公園占使用料等減免要綱」の「公園」の定義に当てはまらないにもかかわらず、減免規定の具体的な運用は同要綱に基づき行われており、福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例と実際の運用に乖離が生じていると言わざるを得ない。</p> <p>雁の巣レクリエーションセンター条例についても「公園占使用料等減免要綱」の対象になることを明確化する等必要な対応が望まれる。</p> <p>(みどり運営課)</p>	<p>雁の巣レクリエーションセンター使用料の減免の取扱いについては、「福岡市雁の巣レクリエーションセンター使用料等減免要綱」を策定した。(平成30年1月1日施行)</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>② 条例等における減免金額の明文化について</p> <p>(意見)</p> <p>施設の設置条例又は同施行規則において、特別な理由等がある場合に使用料を減</p>	<p>平成30年4月1日に霊園条例施行規則を改正し、減免金額を明記した。</p>

<p>免できるとの記載があるが、当該減免対象となった場合の減免金額については、施設の設置条例及び同施行規則のいずれにも明記されていない。</p> <p>減免金額は、事業の収支に直結する重要な項目であり、その決定方針を条例や施行規則で表明することが、減免の妥当性を検討するうえで有用となるため、当該減免対象に該当した場合の減免金額について、条例又は施行規則で言及しておくことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(みどり運営課)</p>	
<p>Ⅲ. 南公園 視点2 受益者負担のあり方 ③ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(動物園・植物園)</p>	<p>平成27年度に、動植物園の役割、動植物園再生事業計画、入園者の状況、経営状況、今後の収支状況等を踏まえ入園料の検討を行い、平成28年6月に入園料の改定を行った。</p> <p>今後も、福岡市の公の施設における受益者負担のあり方についての検討等を全市的に行うこととしており、その状況を踏まえながら対応していくこととした。</p>

(7)道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>I. 福岡市営駐車場 視点2 受益者負担のあり方 ③ 社会実験の終期設定等について(市営大橋駐車場) (指摘)</p> <p>社会実験の終期設定等について、適切な決裁等の事務手続がされていない。</p> <p>したがって、市は社会実験について期間(終期)を定めるとともに、実験終了後には結果の分析及び評価を行った上で、本格実施に移行し条例等の改正を行うか、本格実施には移行しないという判断の方向性を明確にすべきである。</p> <p>(駐車場施設課)</p>	<p>社会実験において一定の効果が認められたことから、本格実施へ移行するための規則改正等を行い、平成30年4月1日から施行している。</p>
<p>II. 市営バスターミナル(藤崎バスターミナル) 視点1 施設の有効活用 ① 施設設置目的の再設定及び目的に即した成果指標の設定について (意見)</p> <p>施設の設置目的について、時代の状況等の影響により施設設置当初の目的から少なからず変化しているため、施設のあり方を再検討し、現状に即した目的を再設定することが望まれる。</p> <p>また、再設定した施設の設置目的に沿って成果指標を設定するとともに、事業実施後に成果指標に対する成果を把握及び評価し、施設が設置目的に照らして有効活用されているか検討することが望まれる。</p> <p>(駐車場施設課)</p>	<p>藤崎バスターミナルについては、平成29年度に調査を行い、利用実態を把握した。平成30年度からは、バス事業者等との協議を実施しながら、施設の必要性や道路交通事情等を踏まえた施設のあり方について、検討を進めている。</p>
<p>III. 福岡市自転車駐車場 視点1 施設の有効活用 ① 利用率20%未満の自転車駐車場の利用促進策等の検討について(各自転車駐車場)</p>	<p>自転車駐車場への案内誘導等による利用率の向上や収容台数の見直しなどにより、全ての自転車駐車場が利用率20%を超える見込みとなった。</p>

<p>(意見)</p> <p>自転車駐車場のうち利用率が低いものがあると考えられる。</p> <p>利用率が低い水準にある施設については、原因分析を行った上で、取組むべき解決策を検討することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(自転車課)</p>	
--	--

29 監査公表第 3 号 (平成 29 年 4 月 6 日付 福岡市公報第 6383 号(別冊)公表) 分

Ⅲ 基金の管理と運用について

第 2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

5. 基金の管理と運用全般における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>①基金のあり方及び有効活用に係る全庁的な検討について</p> <p>(意見)</p> <p>環境の変化等に伴い有効に活用していると言いきれない基金、金額を見直すべき基金や廃止を検討すべき基金などが存在しているのが実情である。</p> <p>市は、基金が有効活用されているか、環境の変化に伴い必要性に疑義が生じている基金はないかなどの観点から、定期的な見直しを行うことが望まれる。</p> <p>また、基金に関連する事業の定期的な見直しに当たり、全庁的な見直しを行うための仕組みを構築し、各基金をゼロベースで見直す体制を整えていくことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(財政局財政調整課)</p>	<p>平成 29 年 10 月、平成 30 年度に向けた市政取組方針において、基金活用について通知したところであり、また、平成 30 年 7 月、各基金について透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことで、より適切かつ効果的な管理・運営を図ることを目的として、各基金の現況等について財政局にてとりまとめ、市ホームページに掲載した。</p> <p>平成 31 年度に向けても同様に、基金活用について通知するとともに、その後の各基金の状況について市ホームページにて公表することで、基金の更なる有効活用、見直しに関するサイクルを確立する。</p>

6. 各基金の管理と運用に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(9) 福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>②ふくおか応援寄付金等を財源として実施した事業の情報公開について</p> <p>(意見)</p> <p>市は、基金を充当して実施する事業の選</p>	<p>福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金については、予算編成において充当する事業や充当額を定めることとしている。</p>

<p>定基準及び充当額の算定基準を明確にした上で、寄付金の使途をより具体的にかつ適切に公表することが望まれる。</p> <p>(市民局スポーツ振興課)</p>	<p>また、ふくおか応援寄付のウェブサイトを通じて、寄付金の活用についての公表を行うこととした。</p>
---	--

(27) 福岡市都市景観形成基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>①都市景観形成基金の活用方針の明確化について (意見)</p> <p>市は、基金を有効活用するため、具体的な積立及び取崩方針を明確化した上で具体的な実施事業について検討を行い、目標金額及び実施の時期等に関する計画を策定することが望まれる。また、当該基金がふくおか応援寄付の対象である以上、具体的な目標金額や事業内容等について、広く市民に情報開示することが望まれる。</p> <p>(住宅都市局都市景観室)</p>	<p>平成30年7月に、条例の趣旨を十分に踏まえ、基金を活用する事業の範囲など基金の処分に関する基本的な方針を定めるとともに、市HPに基金を活用する事業の範囲等について掲載し、市民への情報開示を行っている。</p>